



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年3月4日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	河村 俊宏 <small>こうむら としひろ</small>	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和6年3月1日付けで下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○盗撮

被処分者	可児郡御嵩町立向陽中学校 教諭（57歳・男性）
事案の概要	令和6年1月20日午後8時5分頃、可児市内にある飲食店の男女共用トイレ内に、飲食客等を撮影する目的で、動画撮影機能を起動させた小型カメラを設置した。
処分	停職6月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
処分日	令和6年3月1日（金）
関係者の措置	校長 嚴重注意（文書） ※可児郡御嵩町教育委員会が実施

○体罰

被処分者	県立恵那農業高等学校 教諭（36歳・男性）
事案の概要	令和5年7月頃から同年10月までにかけて、自身が顧問を務める部活動の部員2名を指導した際、複数回にわたって同部員2名の頭をノートやバインダー等で叩いた。
処分	減給1/10 1月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
処分日	令和6年3月1日（金）
関係者の措置	校長 嚴重注意（文書）

○体罰

被処分者	県立八百津高等学校 教諭（57歳・男性）
事案の概要	令和6年1月30日午後、生徒1名を注意した際、当該生徒の左頬を右手で叩いた。
処分	戒告
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
処分日	令和6年3月1日（金）
関係者の措置	校長 嚴重注意（文書）